

令和4年5月 2日

保護者様

長崎市立南陽小学校  
校長 寺田 成広

定期健康診断における検診委員会等への一次検査結果の情報提供について

長崎市立各学校では、学校保健安全法施行規則第5条の規定により、毎学年6月30日までに、同第6条の検査項目について児童生徒等の健康診断を実施し、下記の検診・検査については、異常等が認められたものについて二次検診等を行います。その際、一次検診結果の情報提供をしなければなりません。つきましては、趣旨をご理解のうえ、ご了承いただきますようお願いいたします。

【情報提供の対象となる検診・検査と提供先】

対象となる検診・検査	提供する情報	提供先
1. 身長・体重及び栄養状態 (身体測定・内科検診)	成長曲線データ 該当者名簿	成長発育検診委員会 (長崎市医師会)
2. 脊柱側弯症検査 (内科検診)	該当者名簿	長崎市医師会医療センター診 療所 (長崎大学病院整形外科医師)
3. 結核の有無 (内科検診)	結核問診票 該当者名簿	長崎市医師会医療センター診 療所
4. 心臓の疾病 (内科検診・心電図検査)	心臓病調査票 心電図	心臓検診委員会 (長崎市医師会)
5. 尿 (尿検査)	アンケート 一次及び二次の結果	腎臓検診委員会 (長崎市医師会)

※令和元年度から加わった項目

平成28年度の法改正により、座高の検査が必須項目から削除されました。それに伴い、児童生徒等の発育を評価する上で、成長曲線等を積極的な活用が重要となり、各学校でデータ入力後、内科検診で学校医により評価をしております。

成長曲線を活用した評価について、さらに詳しく見る必要があるお子さんについては、より専門性の高い医師による評価・判定が必要であるため、令和元年度から長崎市医師会の学校医部会で組織する「成長発育検診委員会」において正式に二次検査を実施することとなっております。